

交	00	01	5年
(令和10年3月末まで保存)			

運 免 第 8 2 号
令 和 4 年 4 月 2 6 日

交 通 部 内 所 属 長
各 警 察 署 長 殿

運 転 免 許 課 長

緊急自動車の運転資格の審査の実施要領について

道路交通法の一部を改正する法律（令和2年法律第42号）及び道路交通法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第16号）により、大型免許等の受験資格の見直し等に関する規定が整備され、一定の教習を修了した者については、19歳以上、かつ、普通自動車免許等を受けていた期間が通算して1年以上である場合は大型免許等を取得できることとされた。

このことに伴い、別添のとおり、緊急自動車の運転資格の審査の実施要領について改正し、令和4年5月13日から運用することとしたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、「緊急自動車の運転資格審査の実施要領の制定について」（令和3年1月5日付け運免第916号）は同日をもって廃止する。

担当 運転免許課 試験・教習所係

別添

緊急自動車の運転資格の審査の実施要領

第1 緊急自動車の運転資格の審査の実施要領

1 審査の対象者

審査の対象は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第85条第5項、第6項、第7項、第8項、第9項又は第10項に定める年齢又は免許を受けていた期間（以下「免許経験年数等」という。）に達しない者で、緊急自動車を緊急用務のため運転しようとするものとする。

2 審査の申請

審査の申請は、審査を受けようとする者に係る緊急自動車の使用者（道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第13条第1項の自動車を使用する者をいう。以下同じ。）を通じて別記様式第1「緊急自動車運転資格審査申請書」を青森県公安委員会（以下「公安委員会」という。）に提出して行わせるものとする。

3 審査の場所

審査は、青森県青森自動車運転免許試験場の場内コースにおいて行うものとする。

4 審査用自動車

審査に用いる自動車は、別添第1「審査用自動車の基準」によるものとする。

5 審査の内容及び実施

(1) 審査の内容

別添第2「審査の内容」のとおりとする。

(2) 審査時の留意事項

審査は、次の諸点に留意して実施するものとする。

ア 他の技能試験と同時に並行して行わないこと。

イ 審査担当の試験官は、運転免許課長が指定すること。

ウ 試験官及び審査を受ける者には、乗車用ヘルメットを着用させること。

エ 審査時には審査を受ける次番者を同乗させないこと。

オ 審査開始前、審査を受けようとする者に対して次の事項について指示すること。

(ア) 審査中における事故防止上の留意事項

(イ) 審査の内容

(ウ) 審査の判定及び中止

(エ) 審査コースの走行順路（実演走行は省略することができるものとする。）

カ 審査を受けようとする者の服装が運転に不適當な場合には、審査を延期すること。

キ 大型自動二輪車及び普通自動二輪車（以下「自動二輪車」という。）に係る審

査は、普通自動車又は自動二輪車で追尾して行うこと。

ク 審査を終了した者に対しては、審査結果に基づいて必要な指導をすること。

6 審査の判定

(1) 審査の不合格及び中止

「審査の内容」の履行条件のいずれかを履行できなかった者又は次のいずれかに該当した者は不合格とし、これらの不合格事由の生じた時点で審査を中止することができるものとする。

ア 右側通行した者

イ 脱輪をした者

ウ 転倒をした者

エ 試験官が危険防止のため補助した者

(2) 合否の判定

上記不合格事由なしに全課題を履行した者について、合否の判定を行うものとする。

(3) 判定結果の記録

判定の結果は、別記様式第2「審査判定表」に記録するものとする。

7 運転免許証への記載等

(1) 審査に合格した者については、その者の運転免許証の備考欄の最下段に「緊急車（中型）運転可〇〇年〇月〇日青森公委」の例による記載を行うとともに、緊急自動車運転資格審査申請書にその旨を記録して保存しておくものとする。

なお、AT車を使用して審査に合格した者については、AT車以外の自動車（以下「MT車」という。）である緊急自動車を緊急用務のために運転することはできず、運転免許証の備考欄の最下段には「緊急車（普通（AT車に限る））運転可〇〇年〇月〇日青森公委」の例による記載を行うものとする。この場合において、たとえ当該緊急自動車に対応する免許に付されているAT車に限る旨の条件が解除されたとしても、免許経験年数等に達するまでの間又は改めてMT車を使用して審査に合格するまでの間は、MT車の当該緊急自動車を緊急用務のために運転することはできないことに留意すること。

(2) 審査に合格した者が運転免許証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損するなどしたため運転免許証の再交付を受け、上記記載を必要とする場合は、公安委員会において事実を確認の上、この記載を行うものとする。この場合において、公安委員会がその者について審査を行った都道府県公安委員会（以下「審査公安委員会」という。）と異なるときは、その者に係る緊急自動車の使用者を通じて別記様式第3「緊急自動車運転資格記載申請書」を提出させ、審査公安委員会に電話等で審査の事実を確認の上、「緊急車（中型）運転可〇〇年〇月〇日（審査公安委員会に係る都道

府県名) ○○公委」の例による記載を行うものとする。

- (3) 審査を受けていない者で緊急自動車を緊急用務のため運転する資格を有するものが運転免許証にその旨の記載を必要とする場合は、その者が青森県内に住所地を有するときは、公安委員会に対し、その者に係る緊急自動車の使用者を通じて別記様式第3「緊急自動車運転資格記載申請書」を提出させ、公安委員会において、事実を確認の上、「緊急車(普通・大自二)運転可(無審査) ○○年○月○日青森公委」の例による記載をするものとする。

第2 消防用緊急自動車等の運転資格の審査に関する特例

地方公共団体の保有する消防用自動車及び救急用自動車に係る運転資格に関する審査は、前記第1によることなく、次の要領により行うものとする。

1 教習実施者の指定

公安委員会は、消防機関の長(消防団にあっては市町村長)から、別記様式第4の「緊急自動車教習実施者指定申請書」に審査に係る教習計画書を添えて指定の申請があったときは、別記様式第5の「緊急自動車教習実施者指定書」により教習実施者として指定するものとする。

2 教習計画

- (1) 教習計画の内容は、次のとおりとする。

ア 教習の科目、時間(合わせて5時間以上とする。)、場所及び方法

イ 教習担当職員の官職、氏名及び免許歴

ウ 評定の場所(消防学校、消防本部等の屋外訓練場等で、第2の3(1)の評定を行うことができる場所とする。)

エ 評定担当職員の官職、氏名及び免許歴

オ 教習対象者の範囲、年間教習予定人員及び年間教習予定回数

- (2) 教習実施者は、教習計画に変更を生じたときは、速やかに公安委員会に届け出るものとする。

3 教習実施者の評定と公安委員会への通知

- (1) 教習実施者は、教習の終了後、教習を受けた者の運転技能について、第1の4から6までに定める審査の方法に準じ、評定を行うものとする。

- (2) 教習実施者は、評定を行ったときは、評定を受けた者全員の評定結果を証した別記様式第6「緊急自動車教習実施結果通知書」を作成し、評定合格者に係る別記様式第1の「緊急自動車運転資格審査申請書」とともに、公安委員会に提出するものとする。

4 公安委員会の審査

公安委員会は、緊急自動車教習実施結果通知書に基づいて書面審査を行い、可否を

決定するものとする。

5 運転免許証への記載

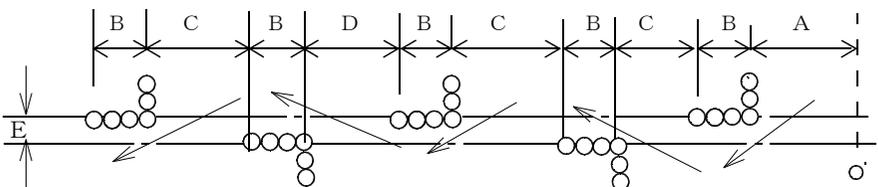
合格者の運転免許証への記載は、第1の7(1)の例により行うものとする。

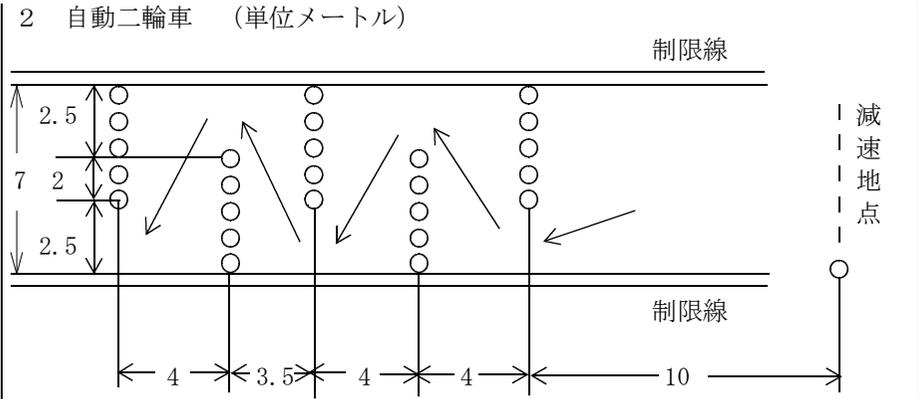
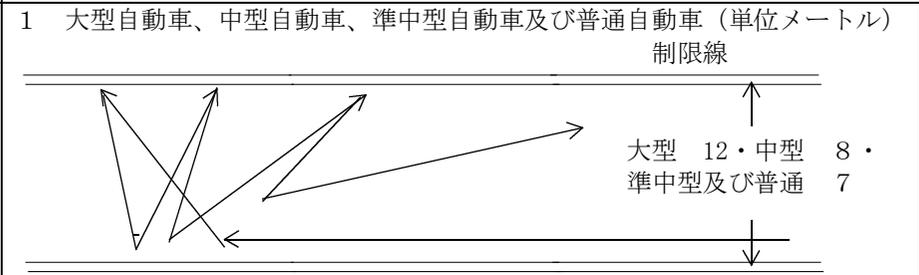
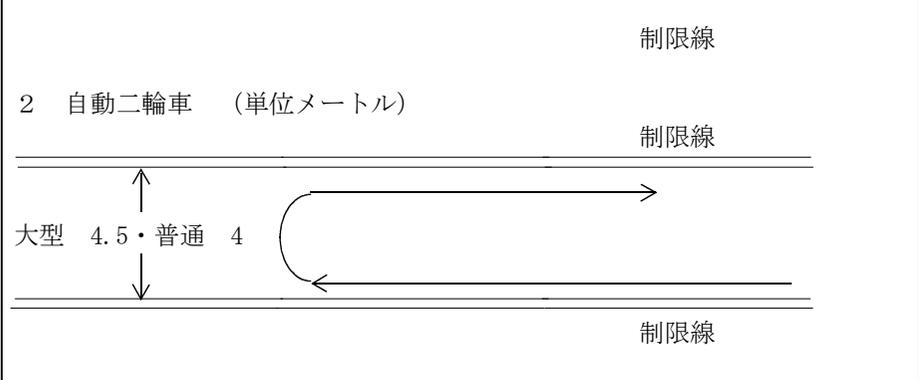
別添第1

審査用自動車の基準

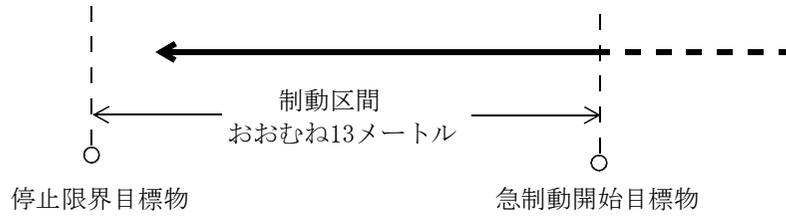
運転しようとする緊急自動車	審査用自動車	備考
大型自動車	最大積載量10,000キログラム以上で、長さが11.00メートル以上12.00メートル以下、幅が2.40メートル以上2.50メートル以下、軸距が6.90メートル以上7.20メートル以下の車軸を3軸以上有する大型自動車	原則として、補助ブレーキを有するものであること。
中型自動車	最大積載量5,000キログラム以上6,500キログラム未満で、長さが7.00メートル以上8.00メートル以下、幅が2.25メートル以上2.50メートル以下、軸距が4.10メートル以上4.40メートル以下の中型自動車	
準中型自動車	最大積載量が2,000キログラム以上4,500キログラム未満で、長さが4.40メートル以上4.90メートル以下、幅が1.69メートル以上1.80メートル以下、軸距が2.50メートル以上2.80メートル以下、前輪輪距が1.30メートル以上の準中型自動車	
普通自動車	長さが4.40メートル以上4.90メートル以下、幅が1.69メートル以上1.80メートル以下、軸距が2.50メートル以上2.80メートル以下、輪距が1.30メートル以上の普通自動車	
大型自動二輪車	総排気量0.700リットル以上の大型自動二輪車（当分の間、AT車にあっては、総排気量0.600リットル以上のもの）	
普通自動二輪車	総排気量が0.300リットル以上の普通自動二輪車	
小型限定普通自動二輪車	総排気量が0.090リットル以上0.125リットル以下の普通自動二輪車	

審査の内容

課題		課題の設定	課題の履行条件	回数																																															
幹線コース及び周回コースの走行	周回コース	外回りとする。																																																	
	指示速度による走行	周回コースに区間を指定するとともに、その区間において達すべき合理的な速度を指示する。	指定区間で指示速度に達するよう走行すること。	1																																															
	周回カーブの走行	指示速度による走行の直後のカーブを含め、周回コースの4カ所のカーブを指定する。	安定したブレーキ操作及びハンドル操作をすること。	4																																															
	交差点の右左折	1 右左折は、明確な進路変更を行うことができる道路幅員及び区間を設定して行わせる。 2 交差点の信号機の灯火は消灯する。	進路変更及びこれに伴う安全確認、合図並びに右左折に伴う合図、安全確認及び徐行をすること。	右左折各2																																															
	指定場所における一時停止	一時停止は、右左折の課題とする交差点以外の場所で行わせる。	停止線の直前での停止及び交差点の安全確認をすること。	2																																															
障害物間の通過	<p>1 大型自動車、中型自動車、準中型自動車及び普通自動車</p>  <p style="text-align: center;">(単位メートル)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区間 種別</th> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>D</th> <th>E</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大型自動車</td> <td>10</td> <td>3</td> <td>12</td> <td>11</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>中型自動車</td> <td>10</td> <td>3</td> <td>8</td> <td>7</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>準中型自動車</td> <td>10</td> <td>3</td> <td>6</td> <td>5</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>普通自動車</td> <td>10</td> <td>3</td> <td>6</td> <td>5</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">減速地点</p>	区間 種別	A	B	C	D	E	大型自動車	10	3	12	11	1	中型自動車	10	3	8	7	1	準中型自動車	10	3	6	5	1	普通自動車	10	3	6	5	1	<p>1 減速地点の直前のギア及び速度は次のとおりとすること。ただし、AT車については、チェンジレバー等をDの位置とし、ギアの指示はしないこととする。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>ギア</th> <th>速度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大型自動車</td> <td>4速</td> <td>おおむね40キロメートル毎時</td> </tr> <tr> <td>中型自動車</td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>準中型自動車</td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>普通自動車</td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>自動二輪車</td> <td>4速以上</td> <td>〃</td> </tr> </tbody> </table> <p>(指示したギア及び速度になっていない場合は、1回に限りやり直しをさせること。)</p> <p>2 障害物の間を通過し終えるまで障害物に接触し、又は停止(エンストを含む。)しないで走行すること。</p> <p>3 自動二輪車にあつては、両側の制限線の内側を足をつかずに走行すること。</p>	種別	ギア	速度	大型自動車	4速	おおむね40キロメートル毎時	中型自動車	〃	〃	準中型自動車	〃	〃	普通自動車	〃	〃	自動二輪車	4速以上	〃	1
区間 種別	A	B	C	D	E																																														
大型自動車	10	3	12	11	1																																														
中型自動車	10	3	8	7	1																																														
準中型自動車	10	3	6	5	1																																														
普通自動車	10	3	6	5	1																																														
種別	ギア	速度																																																	
大型自動車	4速	おおむね40キロメートル毎時																																																	
中型自動車	〃	〃																																																	
準中型自動車	〃	〃																																																	
普通自動車	〃	〃																																																	
自動二輪車	4速以上	〃																																																	

	<p>2 自動二輪車 (単位メートル)</p>  <p>3 上記コースの条件</p> <p>(1) 障害物はロードコン(高さおおむね0.7メートル)を用いて設けるものとし、その間隔はロードコンの中心から中心までを1メートルとする。</p> <p>(2) 減速地点には、目標物としてロードコンを設けるものとする。</p> <p>(3) 制限線は、コースの縁石をもってあてることができる(以下「直線路における転回」において同じ。)</p>		
<p>直線路における転回</p>	<p>1 大型自動車、中型自動車、準中型自動車及び普通自動車 (単位メートル)</p>  <p>2 自動二輪車 (単位メートル)</p> 	<p>1 大型自動車、中型自動車、準中型自動車及び普通自動車にあつては、両側の制限線の内側で3回以下の切り返しによって転回すること。</p> <p>2 自動二輪車にあつては、制限線の内側で片足を1回つき停止しないで転回すること。</p> <p>3 大型自動車、中型自動車、準中型自動車及び普通自動車にあつては切返しの都度、自動二輪車にあつては転回するとき、後方の安全確認をすること。</p>	<p>1</p>

急 停 止



- 1 周回コース等に目標物を数カ所設け、審査を受ける者に対してはあらかじめ目標物を特定せず、試験官の指示によって停止させる。
- 2 路面上には目標線などの標示は設けないものとする。

1 この課題を行うときのギア及び速度は次のとおりとすること。ただし、AT車については、チェンジレバー等をDの位置とし、ギアの指示はしないこととする。

種別	ギア	速度
大型自動車	4速	おおむね40キロメートル毎時
中型自動車	〃	〃
準中型自動車	〃	〃
普通自動車	〃	〃
自動二輪車	4速以上	〃

(指示したギア及び速度になっていない場合は、1回に限りやり直しをさせること。)

- 2 横振れして停止しないこと。
- 3 制動区間を超過しないこと。

1

別記様式第1

緊急自動車運転資格審査申請書																		
										年	月	日						
公安委員会 殿																		
氏名・生年月日										年	月	日						
住 所																		
審査に係る 緊急自動車の種類					大型 中型 準中型 普通 大自二 普自二 小型二輪													
					MT車					AT車								
現 に 受 け て い る 免 許	交付公安委員会				公安委員会													
	交付年月日				年	月	日	有効期限			年	月	日					
	免許証番号				第 号													
	第一種 免 許	二・小・原				年 月 日												
		その他				年 月 日												
	第二種免許				年 月 日													
	免許の種類				大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付	牽 引	大 型 二	中 型 二	普 通 二	大 特 二
免許の条件																		
緊急自動車 の使用者				所在地														
				職 名														
				氏 名														

- 備考 1 審査に係る緊急自動車の種類及び免許の種類欄は、該当するものを○で囲むこと。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

審査判定表

月 日	車 種	氏 名	審査番号	試験官
.....				

課 題		観 察 事 項		判 定	
周 回 カ ー ブ 及 び 幹 線 コ ー ス の 走 行	指示速度による 走行	不 到 達		○	×
	周回カーブの 走行	ブレーキ不安定 ① ② ③ ④	ハンドル不安定 ① ② ③ ④	○	×
	交差点の右左折	安全不確認 ⑦ ⑧ ⑨ ⑩	合図不履行 ⑦ ⑧ ⑨ ⑩	○	×
		変更不履行 ⑦ ⑧ ⑨ ⑩	徐行不履行 ⑦ ⑧ ⑨ ⑩		
指定場所におけ る一時停止	不停止（出過ぎを含む） ① ②	不確認 ① ②	○	×	
障害物間の通過	四輪	停止（エンストを含む。） 障害物接触 やり直し		○	×
	二輪	停止（エンストを含む。） 足つき 障害物接触 制限線接触 やり直し		○	×
直線路における転回	四輪	後方不確認 規定外切り返し ① ② ③ 制限線接触		○	×
	二輪	停止（エンストを含む。） 後方不確認 踏み替え 制限線接触		○	×
急停止	横振れ 区間超過 やり直し		○	×	
その他	右側通行 脱輪 転倒 試験官の補助				
総	合 判 定			合	否

別記様式第3

緊急自動車運転資格記載申請書																			
											年	月	日						
公安委員会 殿																			
氏名・生年月日												年	月	日					
記載申請の理由				1 運転免許を受けていた期間が法定期間に達しているため 2 運転免許証を再交付されたため 3 その他 ()															
審査合格年月日												年	月	日					
審査公安委員会				公安委員会															
緊急自動車の種類				大型 中型 準中型 普通 大自二 普自二 小型二輪															
				MT車						AT車									
現 に 受 け て い る 免 許	交付公安委員会				公安委員会														
	交付年月日				年 月 日				有効期限		年 月 日								
	免許証番号				第 号														
	免許の種類				大 型	中 型	準 中 型	普 通	大 特	大 自 二	普 自 二	小 特	原 付	牽 引	大 型 二	中 型 二	普 通 二	大 特 二	牽 引 二
	免許の条件																		
緊急自動車の 使用者				所在地															
				職 名															
				氏 名															

- 備考
- 1 審査合格年月日及び審査公安委員会欄は、運転免許証を再交付されたため記載を必要とする場合にのみ記載すること。
 - 2 記載申請の理由、緊急自動車の種類及び免許の種類欄は、該当するものを○で囲むこと。
 - 3 記載申請の理由がその他に該当する場合は、()内にその理由を記載すること。
 - 4 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

年 月 日

公安委員会 殿

(消防機関の長)

緊急自動車教習実施者指定申請書

緊急自動車の運転資格審査に関する教習を別添の
教習計画書によって実施したいので、教習実施者と
して指定されるよう申請します。

年 月 日

(消防機関の長) 殿

公安委員会 印

緊急自動車教習実施者指定書

年 月 日付け緊急自動車教習実施者
指定申請書に基づき教習実施者として指定します。

年 月 日

公安委員会 殿

緊急自動車教習実施指定者

(消防機関の長)

緊急自動車教習実施結果通知書

年 月 日実施した緊急自動車運転技能教習の評定の結果を
次のとおり通知します。

記

氏 名	生 年 月 日	免許の種別	免 許 証 号 の 番 号	審査に係る 緊急自動車 の 種 類	評 定 結 果	備 考

備考

- 1 AT車を使用して評定を受けた場合は、審査に係る緊急自動車の種類の欄に「(AT車)」も記載すること。
- 2 備考欄には、評定の結果は何回目の評定によるものか等を記載するものとする。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。